

墨田区監査委員公告第 1 号

令和 6 年度定期監査(第 2 回)等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 7 年 5 月 27 日

墨田区監査委員	岩 佐 一 郎
同	大清水 善 信
同	小 暮 和 敏
同	しもむら 緑

令和6年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
(1) 定期監査 ア 指摘事項 (ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 a 事案の決定手続が確認できないもの (a) 補助金交付要綱において、助成金の交付対象は、拠点会議の活動に要する経費のうち、区長が適当と認めるものとするところがあるが、部長による専決としているものがあった。(防災課) (b) 消耗品の購入、借上、印刷及び委託等に係る起案文書がないものがあった。(職員課、窓口課、地域活動推進課、スポーツ振興課、都市計画課、土木管理課) (c) 起案文書に事案の決定権者の押印がないまま、事務事業が行われているものがあった。(公共施設マネジメント推進課、国保年金課)	(1) 定期監査 ア 指摘事項 (ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 a 事案の決定手続が確認できないもの (a) 助成金の使用用途は、拠点会議の活動に沿ったものであることを確認し、決定区分については、区長決定に改めた。助成金の交付にあたっては、要綱等の根拠規定を必ず確認し、適切な事業決定手続を行うよう、課内職員に周知を図る。 (b) 起案文書の作成漏れについて、改めて消耗品の購入、借上、印刷及び委託等に係る起案文書を作成し、適正な事務手続を行った。事務事業を実施するにあたり、実施起案の作成及び内容の確認を行い、事案関係者が審査・決定する際に、進行状況に応じた事務処理が適切に行われているかの確認行為を徹底する。また、業務マニュアルの見直しも行う。 (c) 起案文書の押印漏れについては、改めて決定権者が押印し、適正な事務手続を行った。同様の事例が今後起こることのないよう、発生した事例を課内で共有するとともに、課長から係長・主査、さらには所属職員に対して、

b 事案の決定手続に誤りがあるもの

- (a) 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、部長による専決としているものがあった。(産業振興課、生活福祉課)
- (b) 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、副区長による専決としているものがあった。(地域活動推進課、文化芸術振興課、産業振興課)
- (c) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(ICT推進担当、スポーツ振興課、生活福祉課、区議会事務局)
- (d) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあった。(政策担当、生活福祉課)
- (e) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(ICT推進担当、総務課、職員課、すみだ人権同和・男女共同参画事務所、産業振興課、子ども施設課、安全支援課、土木管理課)

- (イ) 特殊勤務手当で、支給対象業務に従事していない日に支給されているものや同日に二重支給されているもの、支給対象業務とは異なる種類の手当を誤って支給されているものがあった。(生活福祉課)

事案の決定手続における留意点等を指導した。

b 事案の決定手続に誤りがあるもの

- (a) ~ (e)

墨田区事案決定規定に定める正当な決定区分により、追認処理を行った。

本件について、今後同じ事例が発生しないよう、所属内で指摘事項の内容を共有するとともに、起案を回議する際に、作成者はもとより、文書取扱主任及び決定関与者等による事案決定規程の確認を徹底し、再発防止に努める。

なお、事案決定規程の誤りについては、各所属で毎年の指摘事項となっていることから、職員が判断を誤らないよう、適宜、規程の見直しを行っている。また、規程が分かりにくい箇所には、解説を付記するとともに、質疑応答形式による事例集も全庁共有している。

今後も、わかりやすい事案決定規程の整備に努めるとともに、引き続き、職員に対し、事務処理の際の当該規程の確認を徹底するよう指導していく。

- (イ) 誤って支給された特殊勤務手当申請については、取消を行い、是正した。今後は、申請時に、勤務日の確認を徹底するとともに、支給対象業務を誤ることがないように職員に指導した。

令和6年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
事務の適正な執行について 今回も事務事業の決定手続の漏れや誤りが多い課で発生した。事務事業の実施に先立ち、組織内の意思決定を受けること、そしてその決定は権限を有する者が行わなければならないことは、公務を行う上での基本である。その基本が守られていない事案が多発していることは、看過できない事態である。 特に、金額によって決定権者の区分が定められている事案において、漫然と昨年度と同じ決定区分としてしまうものが多い。公金の支出は、厳格な手続により行わなければならないものである。このような誤りが生じないように、改めて、職員一人一人が決定手続の重要性を深く認識し、起案時には決定区分等の確認を毎回徹底するとともに、職場内でのチェック体制を再整備されたい。 さらに、特殊勤務手当の不適正な支給、取得可能日数を超えた休暇の承認、旅費の誤支給も多く見受けられた。原因は、申請時のシステムへの入力ミスや職員の勘違いと思われる。1件当たりの額は数十円から数百円の程度とはいえ、不正行為として服務事故にもつながりかねない事象であることを肝に銘じ、申請時には本人はもちろん承認者も十分に注意されたい。また、令和7年度には新たな内部情報システムが導入されるため、そのチェック機能を最大限に活用し、ミスのないよう適切に取り組まれたい。 これらの不適正な事案は、定期監査の都度、監査委員が指摘・	(1)事務の適正な執行について 事務事業の決定漏れや、事案決定区分の誤りについて、所属内で指摘事項の内容を共有するとともに、まず事業の担当者である職員一人ひとりが、業務の手順や根拠規定の確認を徹底し、起案文書の作成漏れ、押印漏れを防止するとともに、文書取扱主任、承認者及び決定権者の複数人による事案決定規程の確認を強化し、再発防止に努める。 また、特殊勤務手当の不適正な支給については、支給の対象となる業務を周知し、対象業務を正しく理解するように指導する。また、申請入力時の入力内容の確認を申請者だけでなく承認者を含め、徹底し、再発防止に努める。 これまでも、全庁での取り組みとして、確認のためのチェックリストを作成し、ダブルチェックの行程を強化するなど、適切な事務執行に努めているところであるが、事案決定規程の誤りについては、各所属で毎年の指摘事項となっていることから、職員が判断を誤らないよう、適宜、規程の見直しも行っている。また、規程が分かりにくい箇所には、解説を付記するとともに、質疑応答形式による事例集も全庁共有している。 今後も、職員に対し、事務処理の際の当該規程の確認を徹底するように指導していくとともに、わかりやすい事案決定規程の整備にも取り組んでいく。 毎年実施している内部統制制度においても、法令順守を第一に、効率的かつ効果的な事務執行を推進している。今後予定して

指導・注意しているものであり、毎年、同一・類似の誤りが複数の職場において発生している。区長等からは、その度再発防止策等の措置を講じた旨の通知が監査委員にあり、区民にも公表している。それにもかかわらず、このような事態が毎年繰り返されることは、その措置が予防策として効果を発揮していないと言わざるを得ない。改めて、全庁で当該措置内容を共有し、ミスを未然に防ぐための抜本的な仕組みを整備するなど、真に実効性の高い内部統制体制を構築することを求める。

(2) DXの推進に向けた取組について

近年、デジタル技術を活用した業務変革が自治体DXとして注目されている。それは、単に書類を紙ベースからデジタルベースに変換するのではなく、業務自体を見直しそのプロセスを簡素・明瞭化することにより、区民と行政双方の利便性や効率性を向上させることである。ひいては、区民サービスの向上と職員の働き方改革の実現につながるものである。

今回の監査を通して、多くの部署でDXを実施していることが確認できた。また、現在実施していない部署でも、今後の取組に向けた具体的な検討がなされているほか、業務改革に真摯に取り組んでいることがうかがえた。ただし、「待たされない窓口」については、実施済み又は今年度実施予定の部署が14、来年度以降実施予定の部署が4にとどまり、他の取組と比べ低調であった。これは、窓口のない部署やオンライン申請が確立している部署において記入がなかったとも推察されるが、DX人材育成研修やDX展の開催など、職員の機運醸成に全庁的に取り組んでいることから、今後の事業展開を期待する。

こうした取組が、区民や職員にますます浸透すれば、区の仕事も大きく変わり、今後官民ともに業務の多忙化や人手不足が懸

いる令和7年度の説明会では、一般職員と管理職員に区分してそれぞれの役割に応じた説明を行うとともに、各職場で実践している有用な取組を紹介するなどして、職員一人ひとりが、一つ一つの事務処理を適切に処理する意識を持つ必要があることを伝えていく。引き続き、内部統制を推進し、ミスを未然に防ぐための仕組みを整備する。

(2) DXの推進に向けた取組について

本区では、「墨田区行財政改革・行政情報化計画」に基づき、デジタル技術を活用した行政サービスの変革を推進している。DXの本質は単なるデジタル化ではなく、業務プロセス全体の見直しを通じて、「来なくてよい・待たなくていい・書かなくていい」窓口の実現など、区民が主役となる行政サービスを構築することにある。

また、区民が主役の窓口実現に向けて、来庁者の待ち時間短縮や手続の簡素化を進めるとともに、オンラインでの手続も充実させ、区民それぞれの生活スタイル等に合わせたサービス提供を目指す。

業務効率化に取り組むことで生み出した時間を、区民サービスの向上に役立てるとともに、データ連携など適切な事務処理が容易にできる手法を含め、職員の事務環境の改善につなげていく。

現在、多くの部署でDX推進に取り組んでおり、今後も全庁的な情報共有を強化し、各部署の成功事例を横展開していく等、引き続き業務の改善や効率化と職員の意識改革を進めていく。

今後も区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応しながら、デジタル技術を効果的に活用し、代替手法の確保を含め、区民の視

念される中、今まで以上の行政サービスの提供が可能になる。加えて、各種申請等における区民や職員の記入・転記ミスや書類の紛失等の防止につながり、上記(1)で示した不適正な事案の減少も期待できる。ついては、全庁的に各部署の取組状況を共有するとともに、若い職員や区民の斬新なアイデアも取り込むなど、従前の手法にとらわれない新たな取組を実践されたい。

最後に、ＩＣＴの導入やデジタル化は業務改革の一つの手段に過ぎず、ＤＸの目的は、誰もがデジタル化の恩恵を受け、豊かさを実感できる「誰一人取り残さない社会」の実現にある。したがって、障害や高齢などの理由により電子申請やＬｏＧｏフォームでの申込みが難しい区民が存在することも常に念頭に置き、デジタルデバイド対策や代替手法の確保など区民に寄り添った対応を求めるものである。

点に立った、真に使いやすく便利なサービスの実現に向けて取り組んでいく。

令和6年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その1）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
（1）工事件名 特別区道墨119号路線（曳舟川通り）道路バリアフリー整備工事（2 - 1工区） 監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。 本工事は、「墨田区交通バリアフリー基本構想」（平成16年6月策定）において「曳舟駅周辺地区」が重点整備地区に選定されたことに伴い、バリアフリー計画路線として位置付けられた全体延長約1,200mの未整備区間（約540m）のうち約170mの区間で道路バリアフリー整備を実施するものである。 本工事で事故は発生していないが、令和7年度及び8年度も本件路線の未整備区間の道路バリアフリー整備が実施される予定であることから、引き続き安全管理を徹底し適正な施工に努められたい。また、本工事完了以後も、定期的な点検を実施するなど、安全で快適な歩道環境の維持管理に万全を期すことを望む。	引き続き適正な工事の施工に取り組んでいく。 また、定期的な点検を行い、安全で快適な歩道環境の維持管理に努めていく。

令和 6 年度 定期監査（第 2 回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

随時監査（その 2）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
（１）工事件名 横川コミュニティ会館外 1 施設内装改修その他工事 監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法 1 9 9 条第 1 0 項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。 本工事は、都営横川五丁目第 2 アパートに設置されている複合施設において、「公共施設（建物）長期修繕計画（平成 2 7 年度）」に基づく 3 0 年目の修繕を実施するものである。 本工事では、横川さくら保育園では併用しながらの工程となったため、特に安全面や環境面での配慮がされるなど、設計、施工管理の各側面で適切に行われていることが確認された。また、別途機械設備工事と電気設備工事が並行する中、各業種連携のもと行われ、効率性や有効性の観点からも計画どおりに進行していたと評価することができる。 本工事完了後は、地域住民のコミュニティの形成と発展を図るほか、必要な保育サービスを将来にわたり提供し続けていくための施設として長期間にわたって使用されるよう、都営横川五丁目第 2 アパートに設置されている複合施設の特性等を踏まえた維持管理計画を策定するなど、経済性の観点から L C C（ライフサイクルコスト）の縮減等を図りつつ、維持管理が計画的かつ着実に実行されることを期待する。	引き続き、適正な工事の施工に取り組んでいく。 また、公共施設（建物）長期修繕計画に基づく計画修繕の取り組みを始めとした、適切な施設保全に努めていく。

令和6年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
(1) 定期監査 ア 指摘事項 (ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 a 事案の決定手続が確認できないもの (b) 消耗品の購入、借上、印刷及び委託等に係る起案文書がないものがあった。(指導室、地域教育支援課) b 事案の決定手続に誤りがあるもの (e) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(学務課)	(1) 定期監査 ア 指摘事項 (ア) a (b) 改めて購入に係る起案文書を作成し、適正な事務手続きを行った。 消耗品の購入に関する起案を年度当初に行ったと認識していたが、一部の消耗品のみに関するものであったため、今回廃案手続きを行い、改めて消耗品全般に関する起案を行った。 b (e) 担当職員本人に根拠規程を確認してもらったうえで正しい決定区分に修正させ、複数の職員でチェックを行った。

令和6年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
(1) 事務の適正な執行について 今回も事務事業の決定手続の漏れや誤りが多い課で発生した。事務事業の実施に先立ち、組織内の意思決定を受けること、そしてその決定は権限を有する者が行わなければならないことは、公務を行う上での基本である。その基本が守られていない事案が多発していることは、看過できない事態である。 特に、金額によって決定権者の区分が定められている事案において、漫然と昨年度と同じ決定区分としてしまうものが多い。公金の支出は、厳格な手続により行わなければならないものである。このような誤りが生じないよう、改めて、職員一人一人が決定手続の重要性を深く認識し、起案時には決定区分等の確認を毎回徹底するとともに、職場内でのチェック体制を再整備されたい。 さらに、特殊勤務手当の不適正な支給、取得可能日数を超えた休暇の承認、旅費の誤支給も多く見受けられた。原因は、申請時のシステムへの入力ミスや職員の勘違いと思われる。1件当たりの額は数十円から数百円の程度とはいえ、不正行為として服務事故にもつながりかねない事象であることを肝に銘じ、申請時には本人はもちろん承認者も十分に注意されたい。また、令和7年度には新たな内部情報システムが導入されるため、そのチェック機能を最大限に活用し、ミスのないよう適切に取り組まれたい。 これらの不適正な事案は、定期監査の都度、監査委員が指摘・	(1) 事務の適正な執行について 根拠規程の確認と理解を各職員に徹底する。併せて、起案時や決裁時に複数で確認を行うよう、組織的チェック体制を強化するとともに、過去に誤りのあった案件についてはリスト化し、決定手続に漏れがないよう適宜確認を行う。また、指導・注意事項の事案となった「旅費の誤支給」について、申請時には職員が利用する経路をその都度確認するよう指導するとともに、新たな内部情報システムになったことで、職員及び承認者に旅費の入力に係るマニュアルを確認するよう周知する。さらに、決裁時において、承認者及び決定権者の確認を徹底し、再発防止に努める。

指導・注意しているものであり、毎年、同一・類似の誤りが複数の職場において発生している。区長等からは、その度再発防止策等の措置を講じた旨の通知が監査委員にあり、区民にも公表している。それにもかかわらず、このような事態が毎年繰り返されることは、その措置が予防策として効果を発揮していないと言わざるを得ない。改めて、全庁で当該措置内容を共有し、ミスを未然に防ぐための抜本的な仕組みを整備するなど、真に実効性の高い内部統制体制を構築することを求める。

(2) D Xの推進に向けた取組について

近年、デジタル技術を活用した業務変革が自治体D Xとして注目されている。それは、単に書類を紙ベースからデジタルベースに変換するのではなく、業務自体を見直しそのプロセスを簡素・明瞭化することにより、区民と行政双方の利便性や効率性を向上させることである。ひいては、区民サービスの向上と職員の働き方改革の実現につながるものである。

今回の監査を通して、多くの部署でD Xを実施していることが確認できた。また、現在実施していない部署でも、今後の取組に向けた具体的な検討がなされているほか、業務改革に真摯に取り組んでいることがうかがえた。ただし、「待たされない窓口」については、実施済み又は今年度実施予定の部署が14、来年度以降実施予定の部署が4にとどまり、他の取組と比べ低調であった。これは、窓口のない部署やオンライン申請が確立している部署において記入がなかったとも推察されるが、D X人材育成研修やD X展の開催など、職員の機運醸成に全庁的に取り組んでいることから、今後の事業展開を期待する。

こうした取組が、区民や職員にますます浸透すれば、区の仕事も大きく変わり、今後官民ともに業務の多忙化や人手不足が懸

(2) D Xの推進に向けた取組について

教育委員会では、区民サービスの向上として、就学援助（入学準備金やメガネ購入費等）や学校における外国籍児童・生徒入学及び地域部活動の入部希望の申請、各講座の参加者募集の申込や図書館での新規利用申請等、窓口に行かなくても申請や申込ができる取組を行っている。

また、すみだスクールサポートティーチャーの活用についての学校向けアンケートや区立図書館利用者のアンケートにおいて、L o G oフォームの活用により集約を簡潔化するなど、業務の効率化を図っている。引き続き、他部署の取組や職員からのアイデア等をもとにさまざまな手法を試みるとともに、電子申請等が難しい区民に対しても代替となる方法を確保し、よりよい行政サービスを推進していく。

念される中、今まで以上の行政サービスの提供が可能になる。加えて、各種申請等における区民や職員の記入・転記ミスや書類の紛失等の防止につながり、上記(1)で示した不適正な事案の減少も期待できる。については、全庁的に各部署の取組状況を共有するとともに、若い職員や区民の斬新なアイデアも取り込むなど、従前の手法にとらわれない新たな取組を実践されたい。

最後に、ＩＣＴの導入やデジタル化は業務改革の一つの手段に過ぎず、ＤＸの目的は、誰もがデジタル化の恩恵を受け、豊かさを実感できる「誰一人取り残さない社会」の実現にある。したがって、障害や高齢などの理由により電子申請やＬｏＧｏフォームでの申込みが難しい区民が存在することも常に念頭に置き、デジタルデバイド対策や代替手法の確保など区民に寄り添った対応を求めるものである。